

議案第18号

朝来市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
朝来市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定に当たり、朝来市子ども・子育て会議に当該計画の策定等を所掌事務として担任させるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

朝来市子ども・子育て会議条例（平成25年朝来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき</u>、朝来市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）<u>子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務</u>を処理すること。 （2）<u>こども計画（こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定又は変更に関すること。</u> （3）<u>こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。）に係る重要な事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。</u> （4）<u>前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。</u>	（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。<u>以下「法」という。</u>）第72条第1項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）<u>法第72条第1項各号に掲げる事項</u>を処理すること。 （2）<u>前号に規定するもののほか、子育て会議が必要と認める事項について調査審議すること。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。